

(写)

7 三 総 政 第 113 号

令和 7 年 5 月 20 日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 7 年第 2 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第24号 三鷹市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第25号 三鷹市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 井口コミュニティ・センター空調・受変電設備等改修工事請負契約の締結について
- 議案第27号 下連雀複合施設大規模改修工事（建築・給排水）請負契約の締結について
- 議案第28号 大沢総合グラウンド改修工事（サッカー・ラグビー場人工芝張替及びボール遊びエリア新設等）請負契約の締結について
- 議案第29号 三鷹駅南口駅前広場 A 3・B 3 エスカレーター準撤去リニューアル工事請負契約の締結について
- 議案第30号 三鷹市立第五中学校給水管改修Ⅱ期工事及び南校舎トイレ改修工事請負契約の締結について
- 議案第31号 三鷹市立三鷹図書館空調設備等改修工事請負契約の締結について
- 議案第32号 令和 7 年度三鷹市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 24 号

三鷹市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

緊急執行を要した三鷹市市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月27日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

専 決 処 分 書

三鷹市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

三鷹市長 河 村 孝

理 由

地方税法等の一部を改正する法律等が令和 7 年 4 月 1 日等に施行されることに
伴い、三鷹市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議
会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第
1 項の規定により専決処分する。

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第44条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第66条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第71条第2項第2号中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の右に「（第66条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第72条第2項中「身体障がい者又は」を「身体障がい者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第148条の10の3第2項第1号、第148条の19第1項第1号及び第161条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の3中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当する

と認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第13条の4の2第1号ア中「について法」を「について地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「令和7年改正前の法」という。）」に改め、同号イ中「について法」を「について令和7年改正前の法」に改め、同条第2号イ中「同年度分の固定資産税について法」を「同年度分の固定資産税について令和7年改正前の法」に改める。

附則第18条の11第1号中「について法」を「について令和7年改正前の法」に改め、同条第2号イ中「同年度分の固定資産税について法」を「同年度分の固定資産税について令和7年改正前の法」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の三鷹市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第66条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

三鷹市市税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、市長において専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

(第2項省略)

- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(以下省略)

議案第 25 号

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第27条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の右に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第29条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

第29条の3の3第1項中「者に限る。）」の右に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第13条の2第1項中「附則第13条」を「前条」に改める。

附則第13条の4の2第1号イ中「ア若しくは」を「ア又は」に改める。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第74条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第74条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第75条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第76条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第74条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施

行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第75条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第75条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第18条の11中「第18条の10」を「前条」に改める。

附則第18条の14中「第34項」を「第33項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第27条の2、第29条の2第1項ただし書、第29条の3の2第1項第3号及

び第29条の3の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定 令和8年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の三鷹市市税条例（以下「新条例」という。）第27条の2及び第29条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第29条の3の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第29条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第29条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の三鷹市市税条例（以下「旧条例」という。）第29条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第29条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第29条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、三鷹市市税条例第74条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第76条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 三鷹市市税条例第76条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税について特定親族特別控除を創設するとともに、市たばこ税について加熱式たばこの課税方式の見直しを行うほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 26 号

井口コミュニティ・センター空調・受変電設備等改修工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

井口コミュニティ・センター空調・受変電設備等改修工事請負契約の締結について

井口コミュニティ・センター空調・受変電設備等改修工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

井口コミュニティ・センター空調・受変電設備等改修工事

2 契約の方法

制限付一般競争入札による契約

3 契約の金額

2億5,322万円

4 契約の相手方

東京都三鷹市下連雀一丁目14番6号

上杉・新栄建設共同企業体

代表者 株式会社上杉電機工業

代表取締役 上杉 克

構成員 株式会社新栄

代表取締役 鈴木 学

提案理由

井口コミュニティ・センター空調・受変電設備等改修工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

井口コミュニティ・センター空調・受変電設備等改修工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市井口一丁目13番32号

(2) 工事内容

ア 機械設備工事

(ア) 空調機の改修（体育館を除く。）及び新設（談話室厨房）

(イ) 全熱交換器の改修

(ロ) 談話室厨房等の給排気ファンの更新

イ 電気設備工事

(ア) 受変電設備等の改修

(イ) 照明器具のLED化（体育館体育室を除く。）

ウ 建築工事

(ア) 天井改修（幼児室、クラブ室、視聴覚室、会議室、展示ホール等）

(イ) 屋上の防水改修

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和8年3月13日まで

2 案内図、配置図及び平面図

別紙のとおり

案 内 図

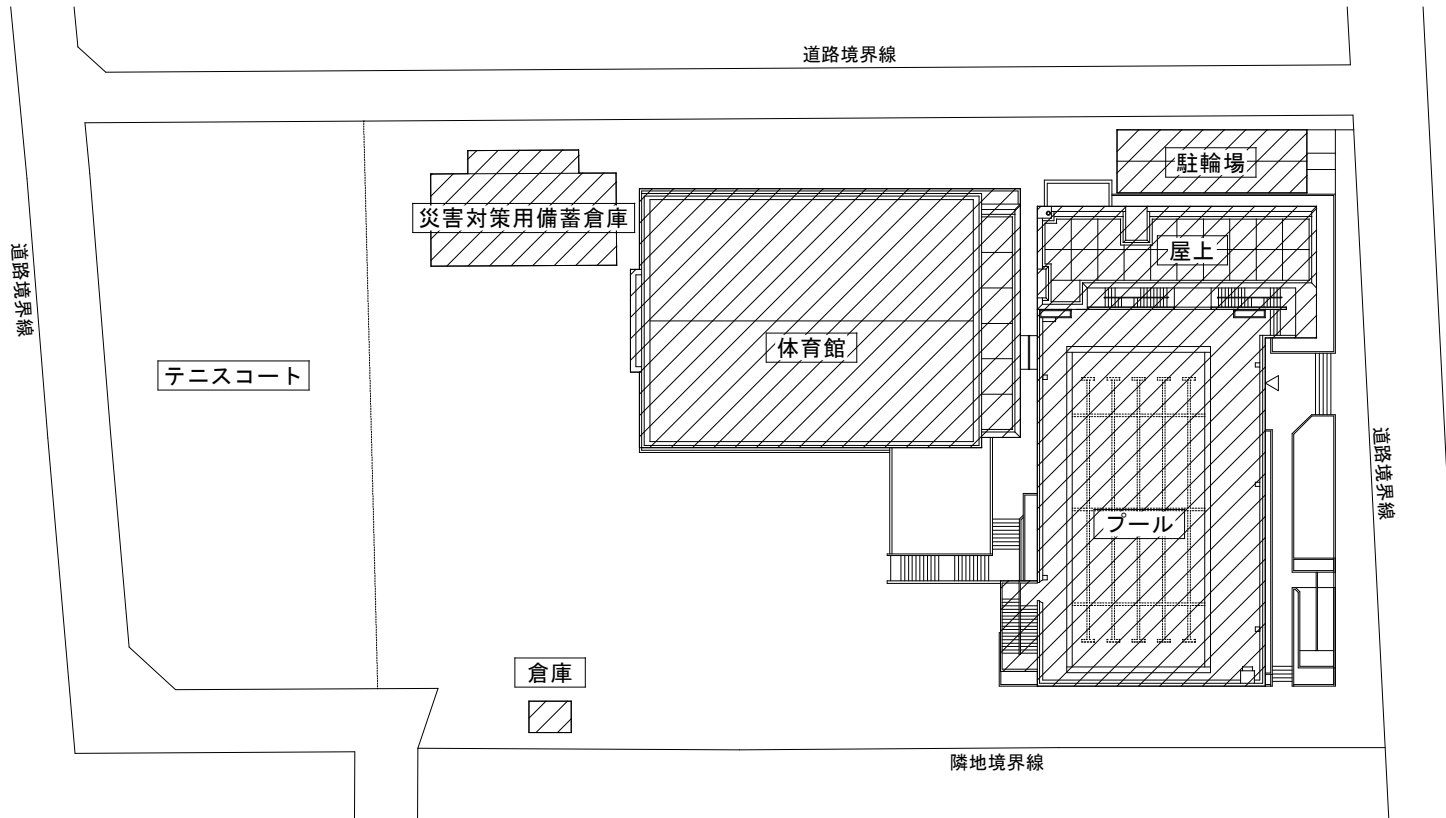
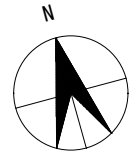
井口コミュニティ・センター

空調・受変電設備等改修工事場所



配置図

電気設備：照明ＬＥＤ化（外灯を含む。）



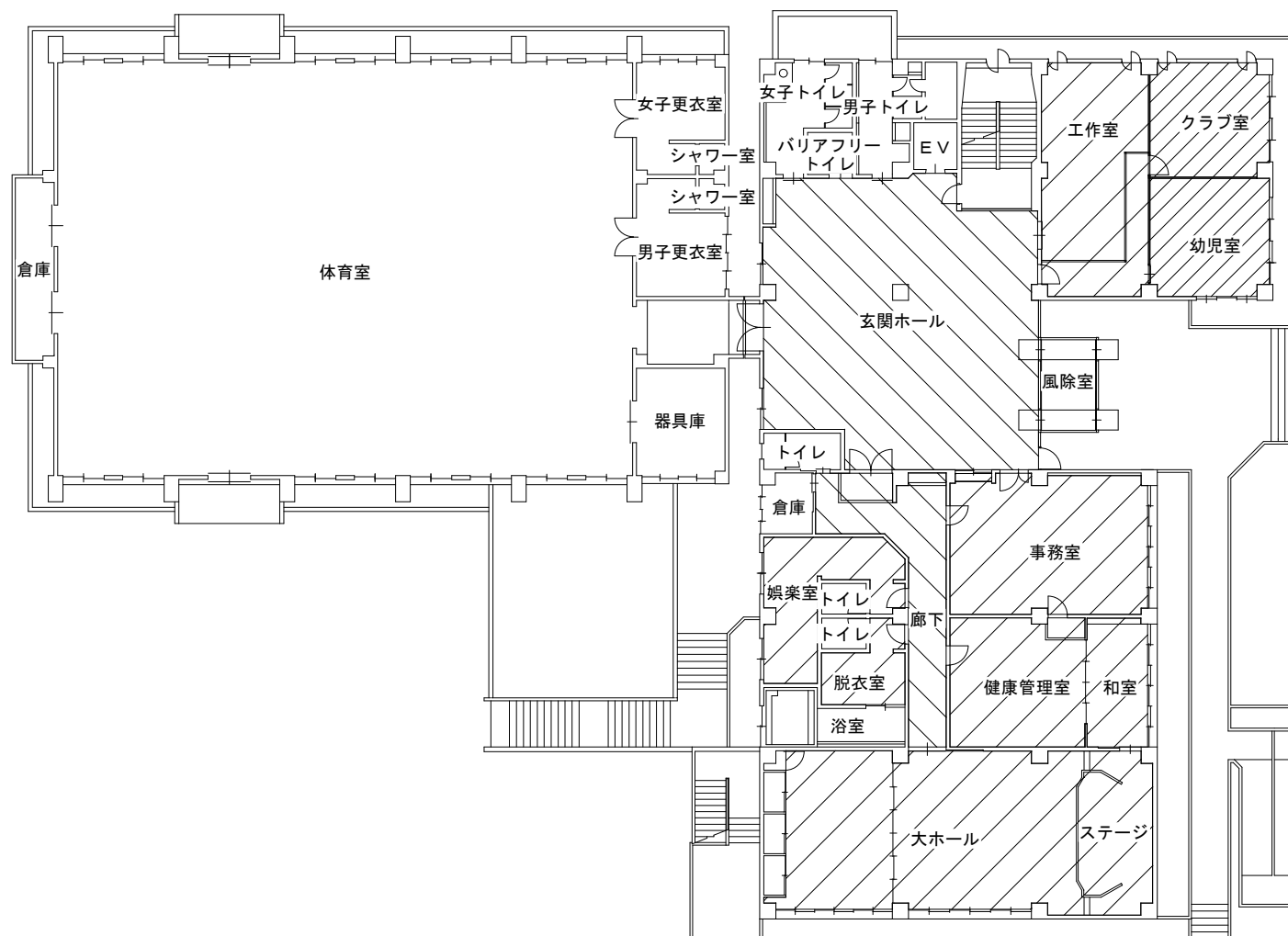
凡例



工事対象範囲

1 階 平 面 図

電気設備：照明LED化
※体育室を除く。

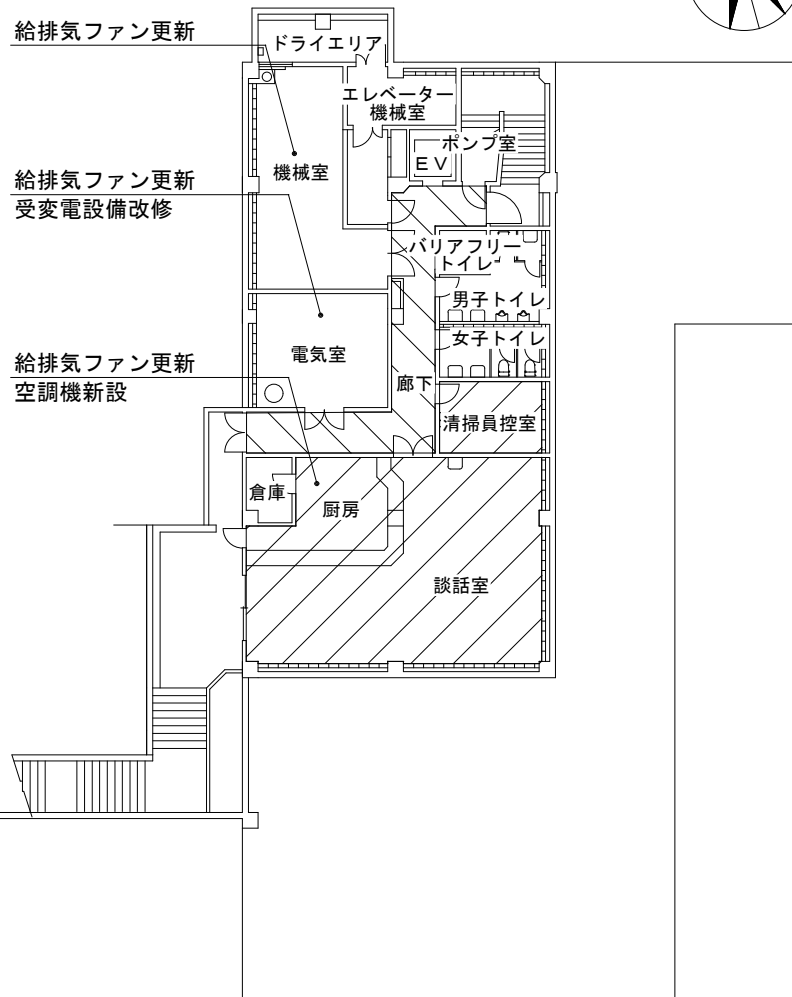
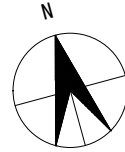


凡例

-  空調機・全熱交換器・天井改修
-  空調機・全熱交換器改修
-  空調機改修

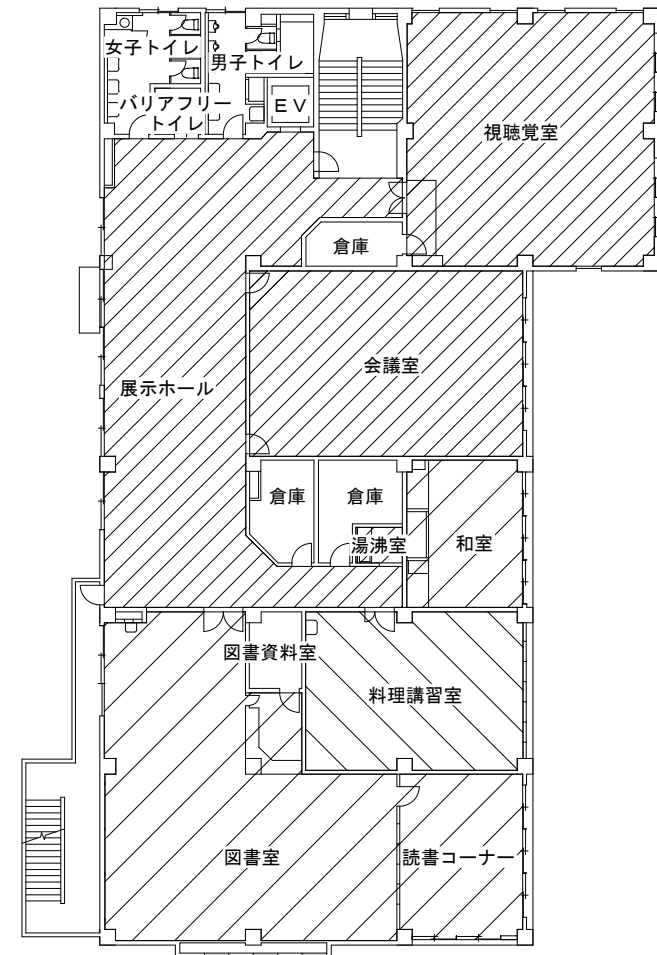
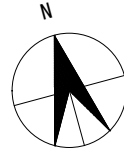
地下1階平面図

電気設備：照明LED化



2階平面図

電気設備：照明LED化



凡例



空調機・全熱交換器・天井改修



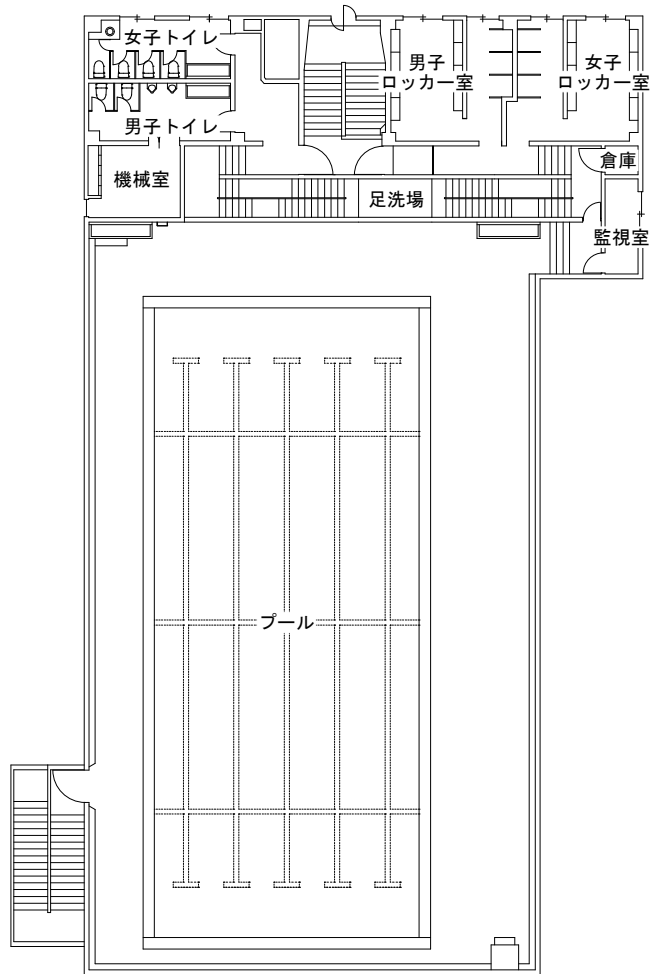
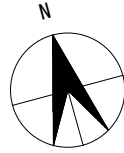
空調機・全熱交換器改修



空調機改修

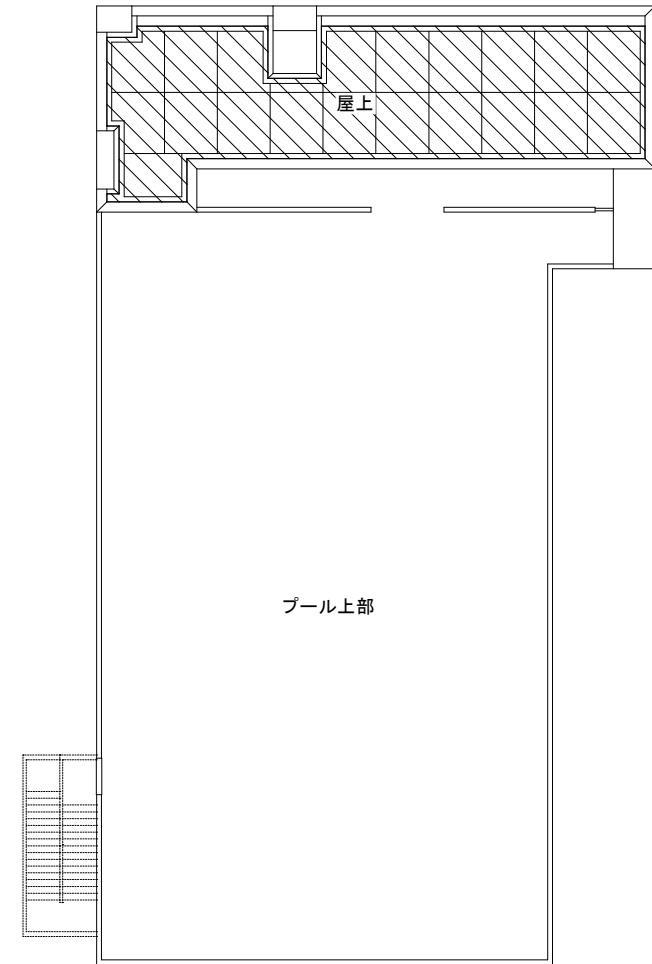
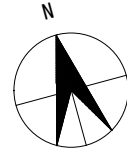
3 階 平 面 図

電気設備：照明LED化



屋上階平面図

電気設備：照明LED化



凡例



空調機・防水改修

議案第 27 号

下連雀複合施設大規模改修工事（建築・給排水）請負契約の締結
について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

下連雀複合施設大規模改修工事（建築・給排水）請負契約の締結 について

下連雀複合施設大規模改修工事（建築・給排水）の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

下連雀複合施設大規模改修工事（建築・給排水）

2 契約の方法

制限付一般競争入札による契約

3 契約の金額

1 億7,820万円

4 契約の相手方

東京都三鷹市下連雀三丁目4番29号

白石・大創建設共同企業体

代表者 白石建設株式会社

代表取締役 白石 勝也

構成員 大創建設株式会社

代表取締役 石井 徹

提案理由

下連雀複合施設大規模改修工事（建築・給排水）を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

下連雀複合施設大規模改修工事（建築・給排水）概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市下連雀四丁目15番18号

(2) 工事内容

ア 建築工事

- (ア) 外壁及び屋上の改修
- (イ) 防音壁改修
- (ウ) サッシ及び建具の改修
- (エ) 内装改修
- (オ) トイレの洋式化及び乾式化
- (カ) 屋外給排水管改修に伴う舗装改修

イ 給排水衛生設備工事

- (ア) 給水方式変更
- (イ) 給排水衛生設備の更新
- (ウ) 給排水管改修
- (エ) ガス系統変更

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和8年3月13日まで

2 案内図、配置図、平面図及び立面図

別紙のとおり

案 内 図

下連雀複合施設大規模改修工事

(建築・給排水) 場所

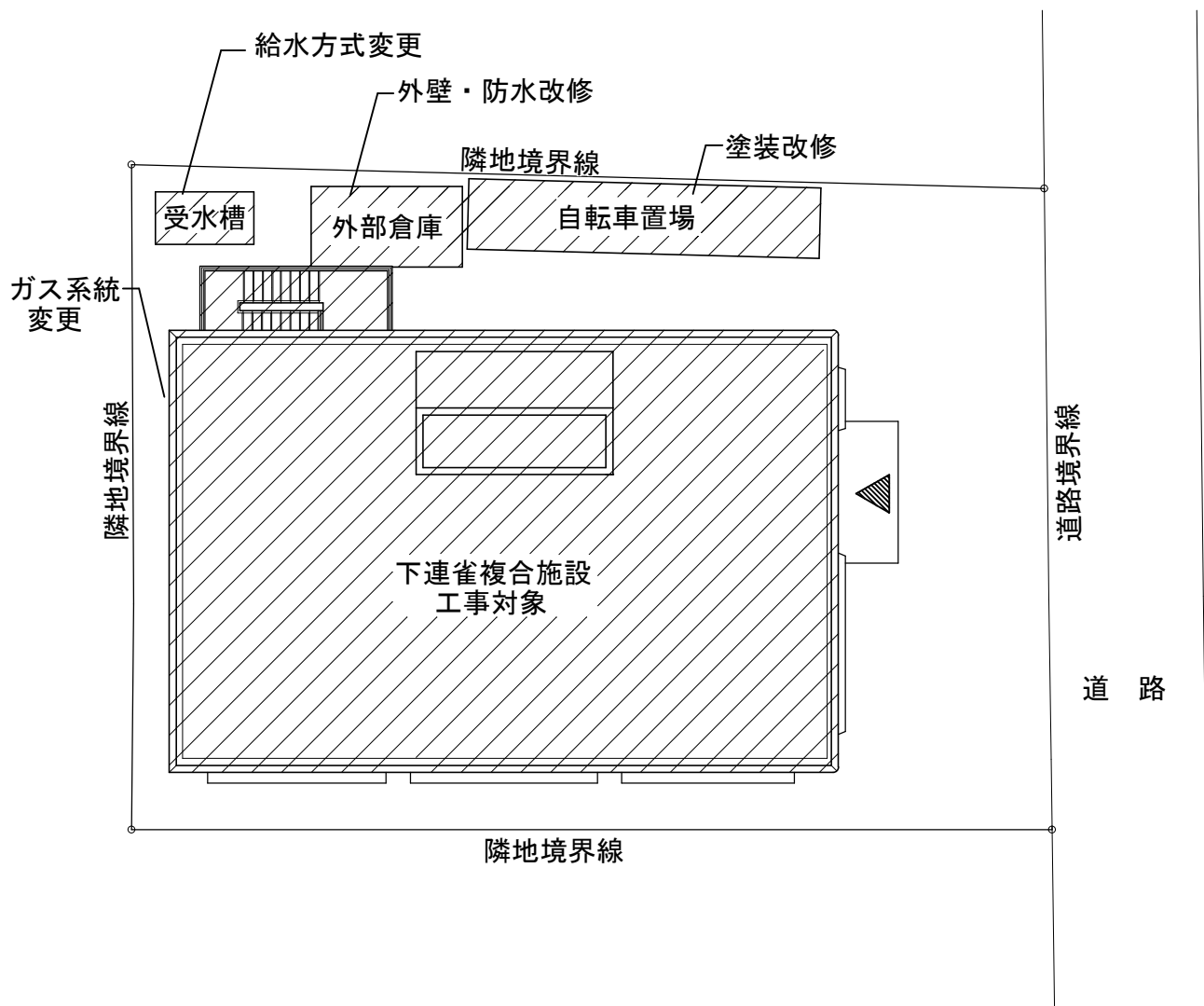


配置図

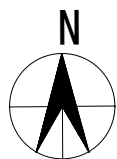
【凡例】



工事対象建築物



平面図



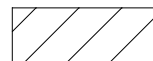
【凡例】



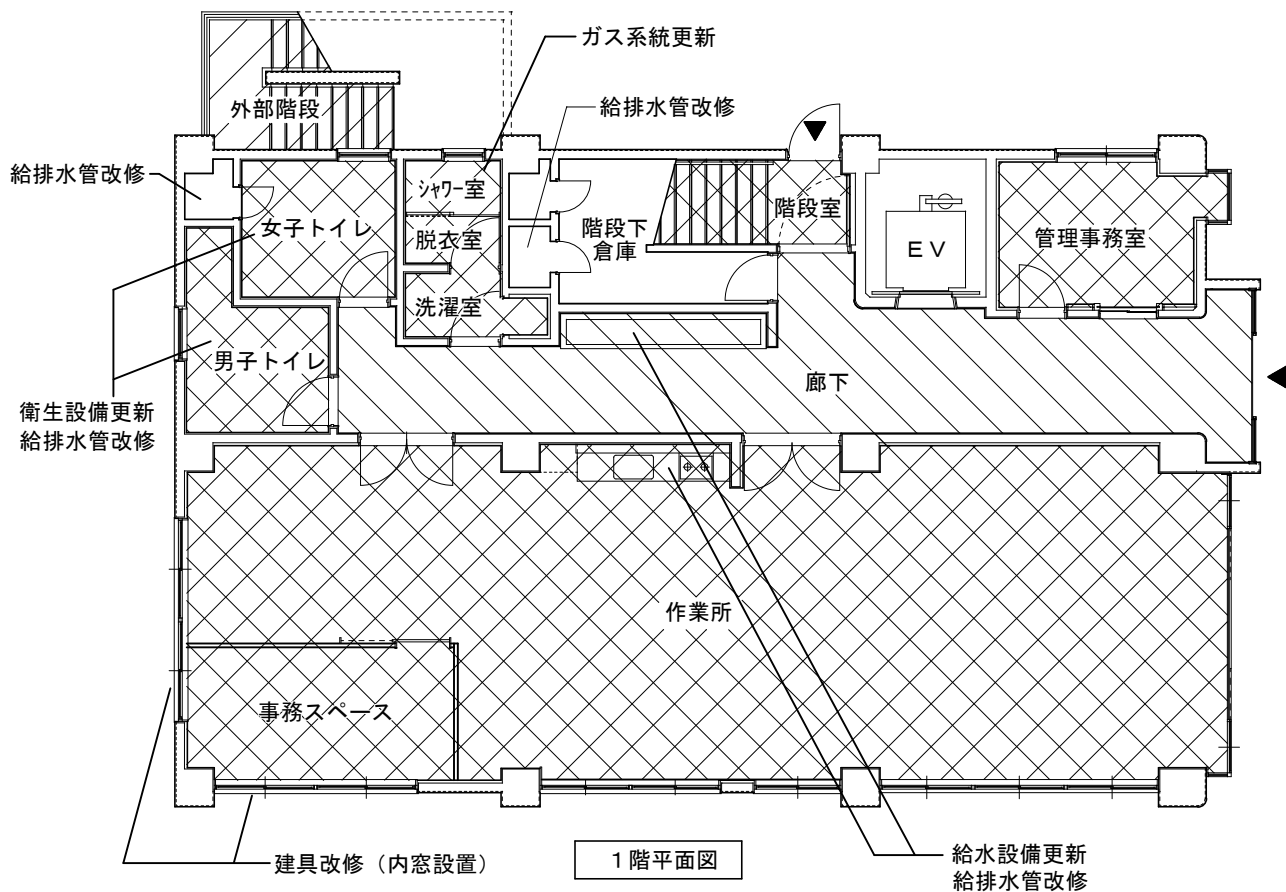
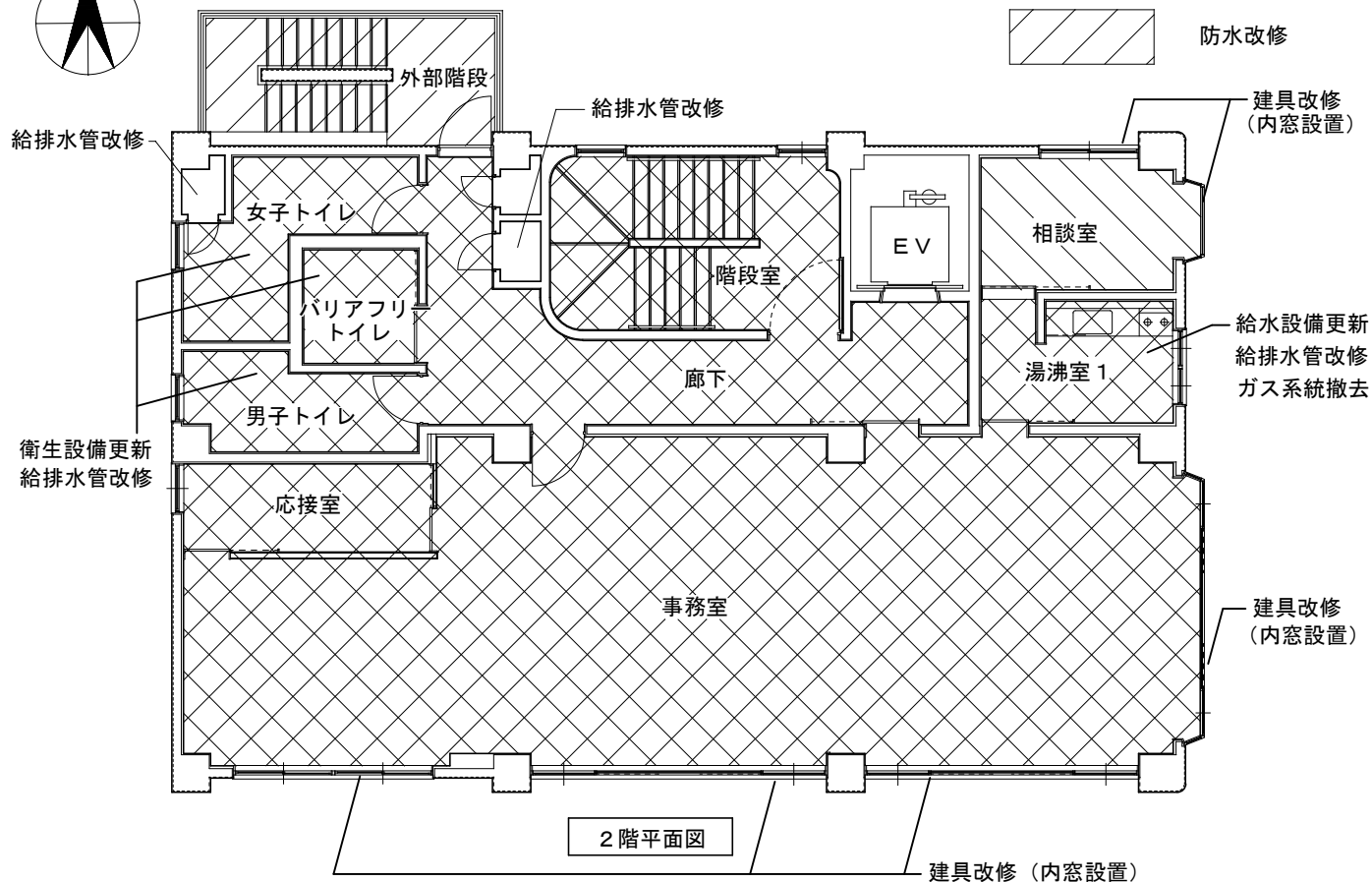
壁・天井改修



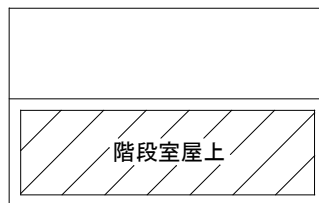
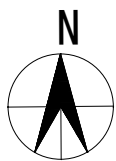
全面改修



防水改修



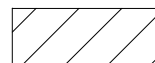
平面図



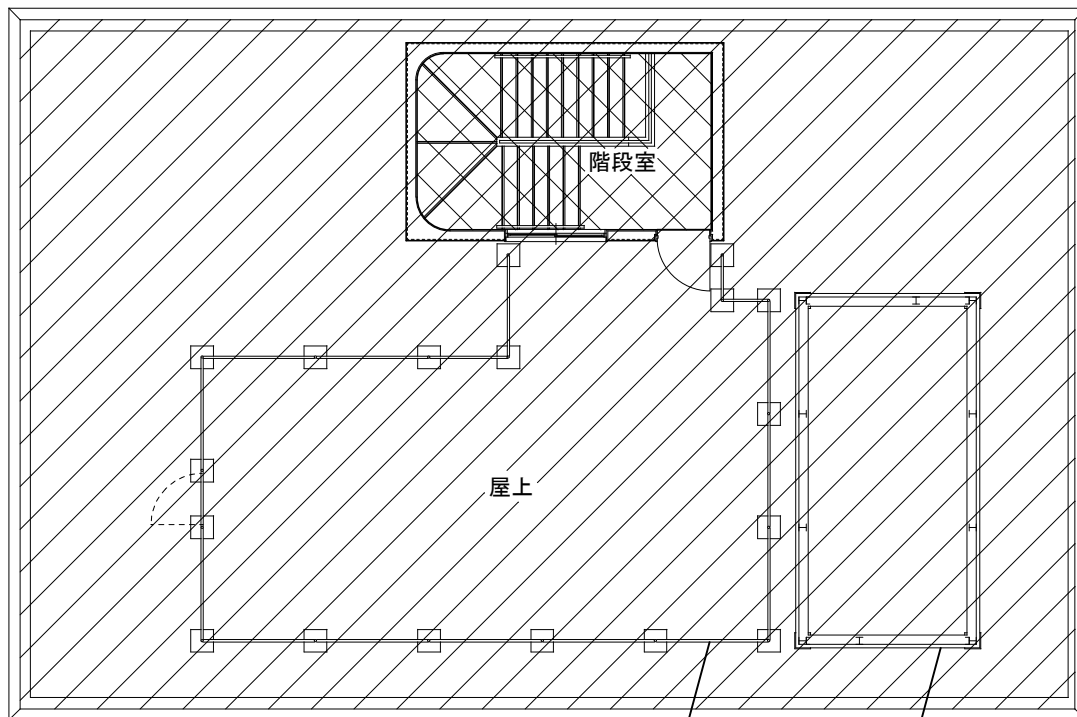
【凡例】



全面改修



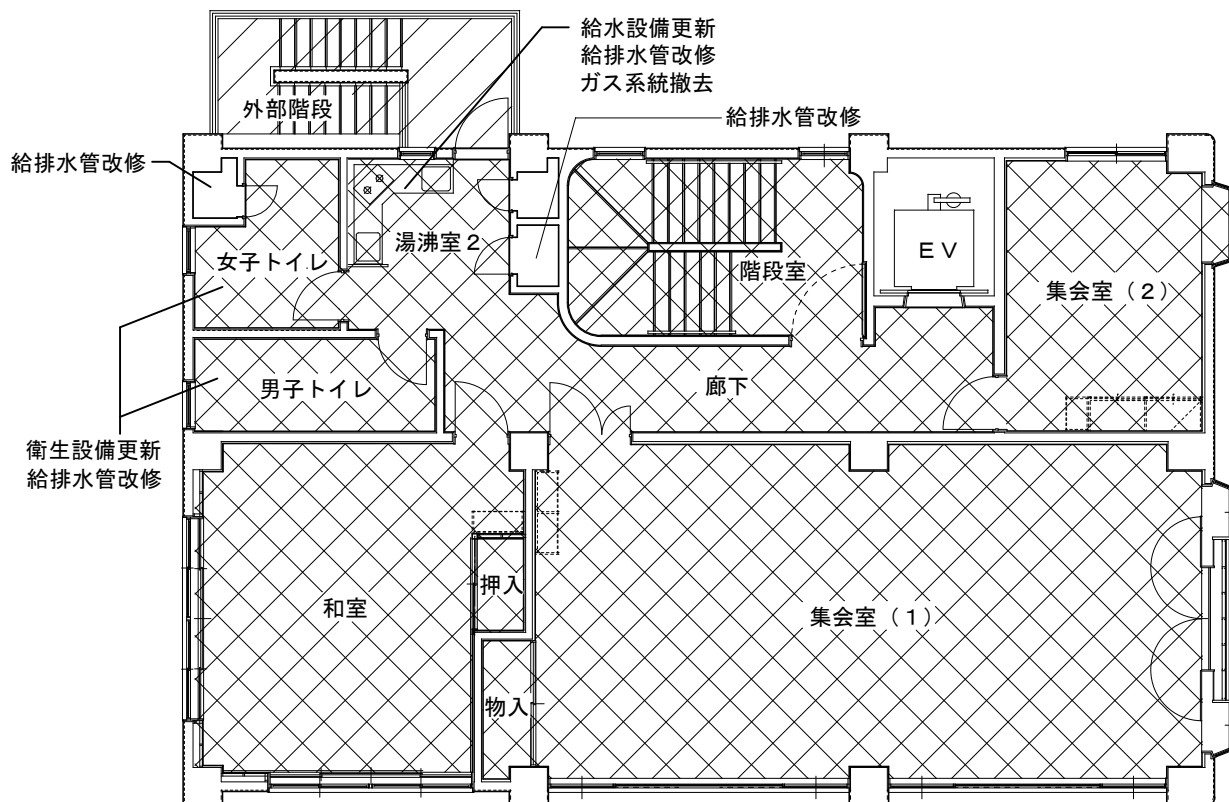
防水改修



屋上階平面図

フェンス改修

防音壁改修



3階平面図

立面図

外壁改修：全面

【凡例】



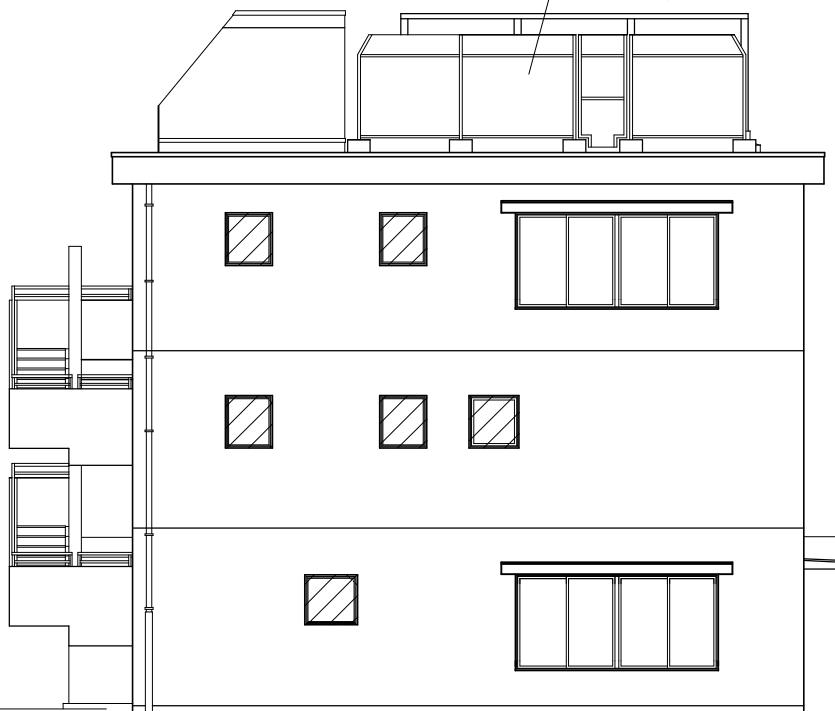
サッシ改修

防音壁改修



東側立面図

フェンス改修



西側立面図

立面図

【凡例】

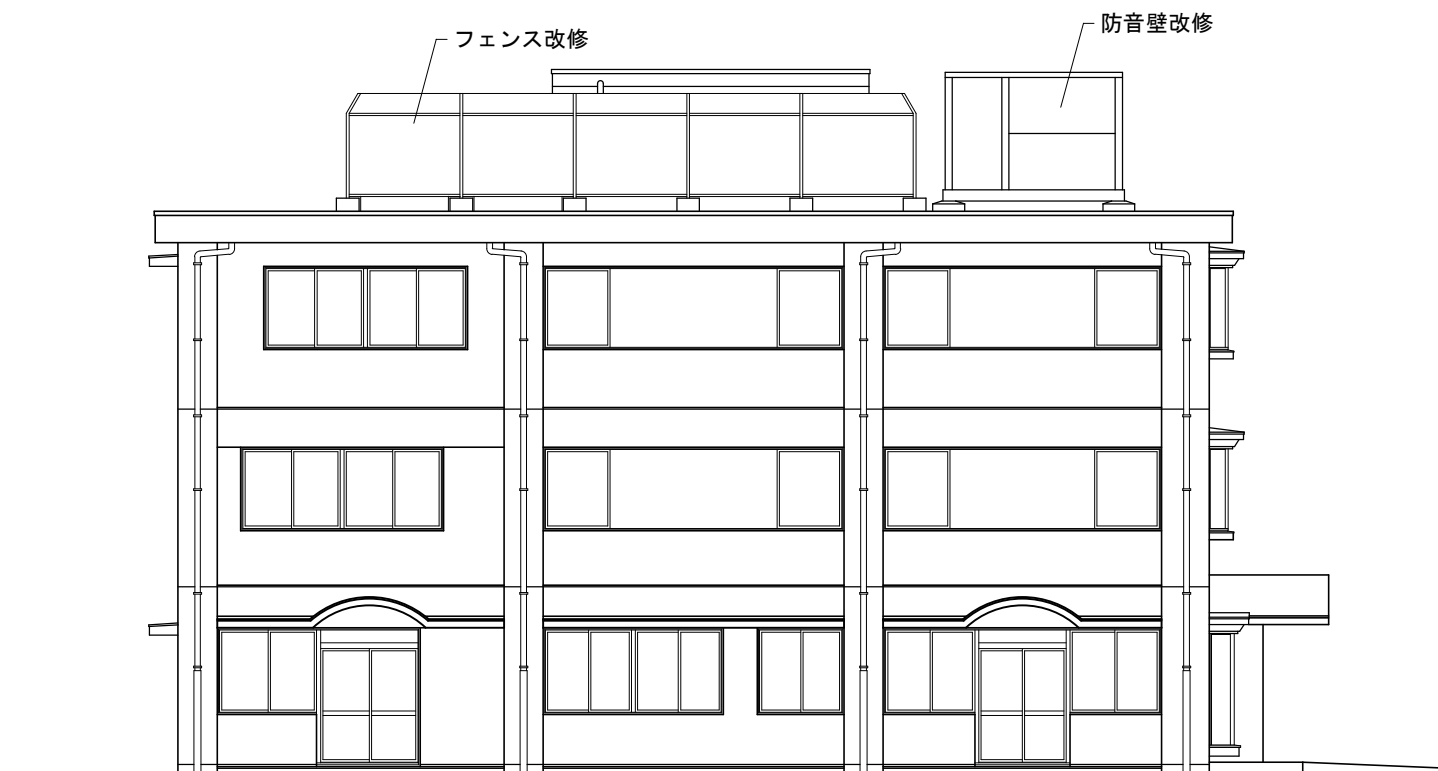


サッシ改修

外壁改修：全面



北側立面図



南側立面図

議案第 28 号

大沢総合グラウンド改修工事（サッカー・ラグビー場人工芝張替
及びボール遊びエリア新設等）請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

大沢総合グラウンド改修工事（サッカー・ラグビー場人工芝張替及びボール遊びエリア新設等）請負契約の締結について

大沢総合グラウンド改修工事（サッカー・ラグビー場人工芝張替及びボール遊びエリア新設等）の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

大沢総合グラウンド改修工事（サッカー・ラグビー場人工芝張替及びボール遊びエリア新設等）

2 契約の方法

制限付一般競争入札による契約

3 契約の金額

5億6,100万円

4 契約の相手方

東京都世田谷区太子堂一丁目4番21号

長谷川・東和建設共同企業体

代表者 長谷川体育施設株式会社 東京営業所

所長 渡邊 純

構成員 東和ランドテック株式会社

代表取締役 高橋 正典

提案理由

大沢総合グラウンド改修工事（サッカー・ラグビー場人工芝張替及びボール遊びエリア新設等）を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

大沢総合グラウンド改修工事（サッカー・ラグビー場人工芝張替
及びボール遊びエリア新設等）概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市大沢五丁目7番1号

(2) 工事内容

ア サッカー・ラグビー場の改修

(ア) 人工芝の張り替え等

(イ) 散水設備の整備

(ウ) 雨水排水設備の改修

(エ) グラウンド・コートの舗装

(オ) 防球ネットの張り替え等

イ ボール遊びエリア等の新設

(ア) ボール遊びエリアの整備

(イ) バスケットボールエリアの整備

(ウ) スケートボードエリアの整備

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和8年3月13日まで

2 案内図及び平面図

別紙のとおり

案 内 図

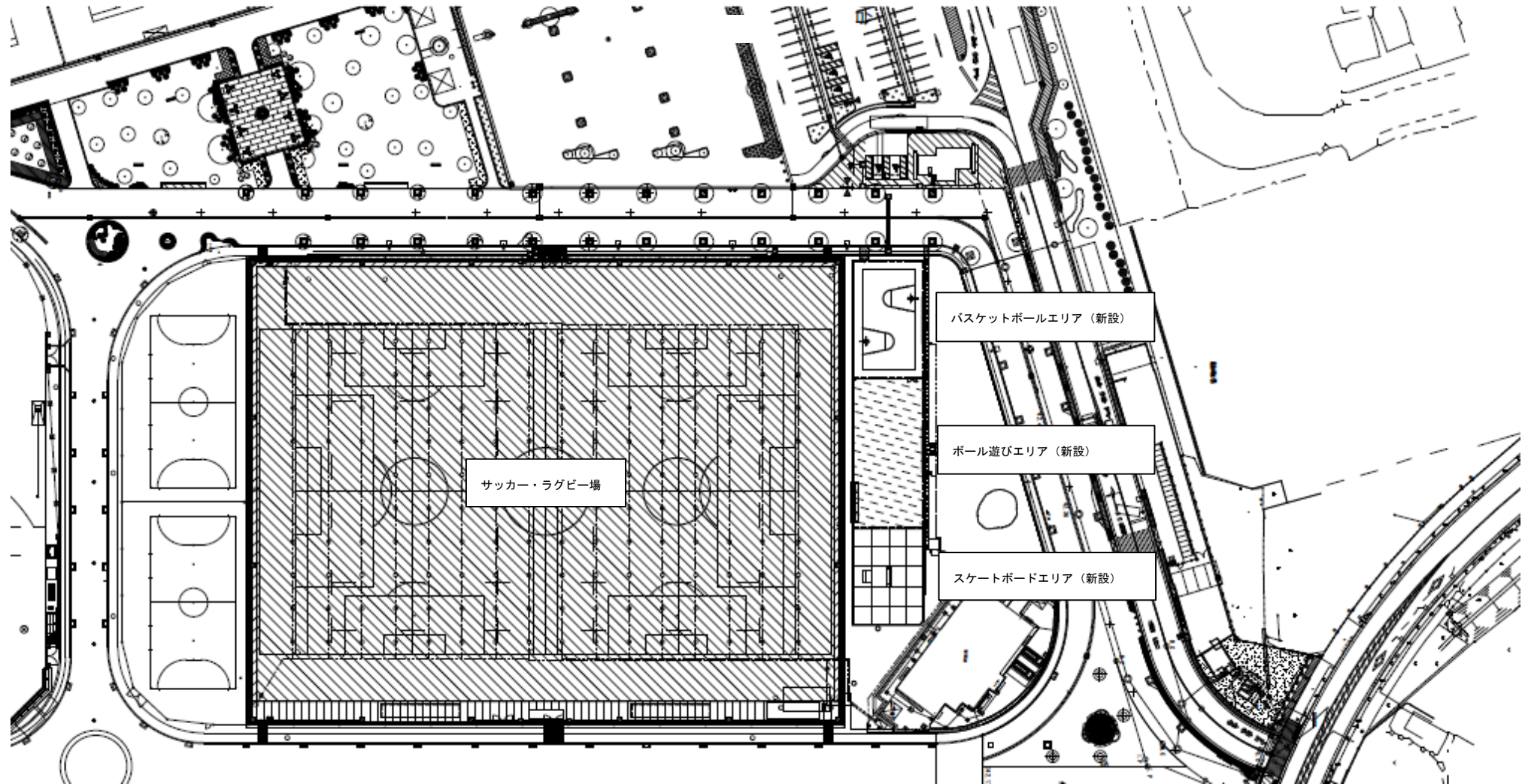
大沢総合グラウンド改修工事

(サッカー・ラグビー場人工芝張替及び

ボール遊びエリア新設等) 場所



平面図



議案第 29 号

三鷹駅南口駅前広場 A 3 ・ B 3 エスカレーター準撤去リニューアル工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹駅南口駅前広場A3・B3エスカレーター準撤去リニューアル工事請負契約の締結について

三鷹駅南口駅前広場A3・B3エスカレーター準撤去リニューアル工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

三鷹駅南口駅前広場A3・B3エスカレーター準撤去リニューアル工事

2 契約の方法

随意契約

3 契約の金額

2億1,945万円

4 契約の相手方

東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東日本支社

取締役常務執行役員支社長 宇和川 慎一

提案理由

三鷹駅南口駅前広場A3・B3エスカレーター準撤去リニューアル工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

三鷹駅南口駅前広場A 3・B 3 エスカレーター準撤去リニューアル工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市下連雀三丁目46番 三鷹駅南口駅前広場

(2) 工事内容

ア エスカレーターリニューアル工事

- (ア) エスカレーター機器の撤去
- (イ) エスカレーター機器の設置
- (ウ) 制御盤の取替え
- (エ) 操作盤の取替え
- (オ) 監視盤の配線

イ 付帯工事

- (ア) 工事区画用仮囲いの設置及び撤去
- (イ) 上部誘導柵の取替え
- (ウ) エスカレーター機器の処分

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和8年3月27日まで

2 案内図及び平面図

別紙のとおり

案 内 図

三鷹駅南口駅前広場A3・B3エスカレーター

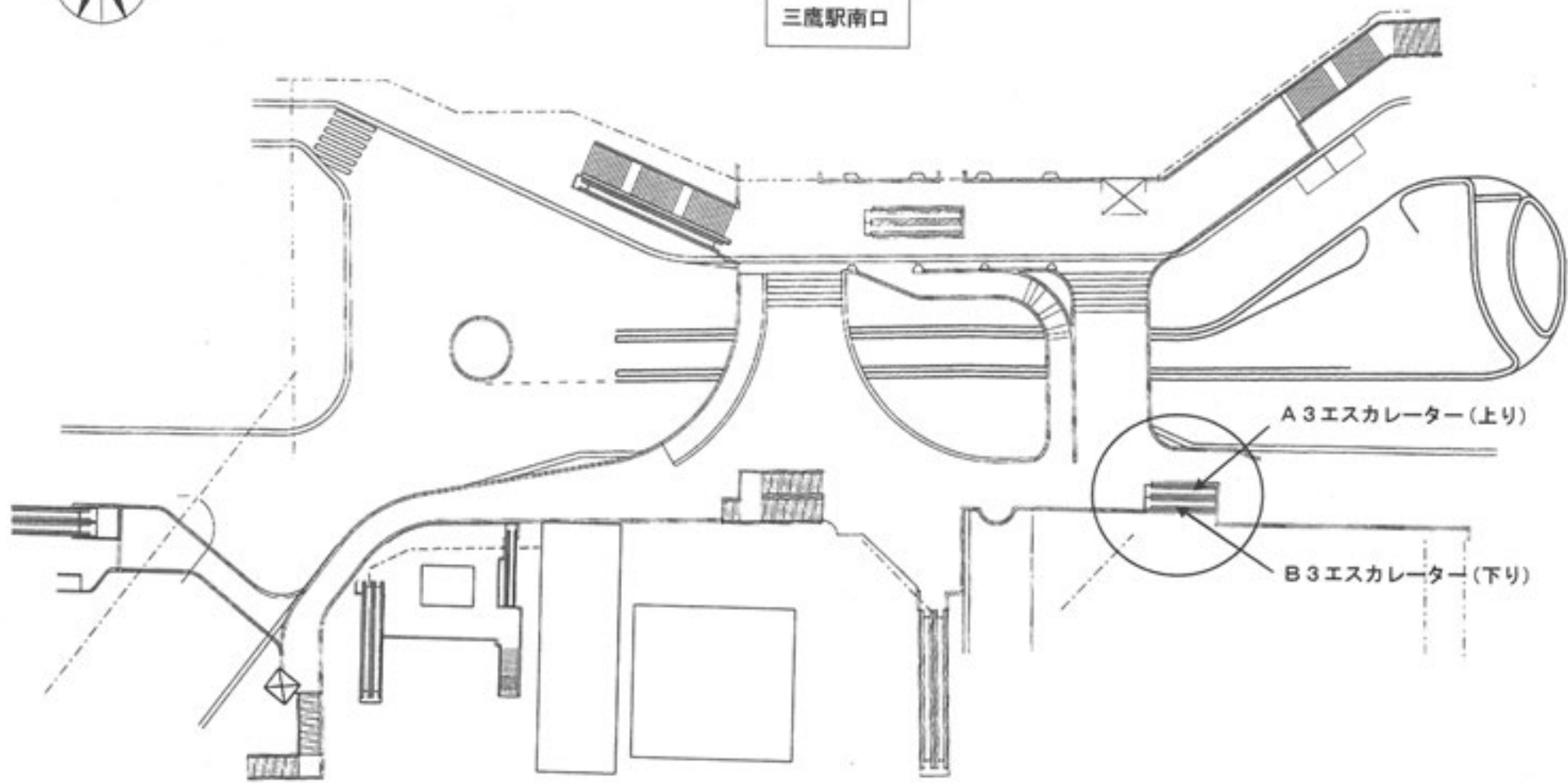
準撤去リニューアル工事場所



平面図



三鷹駅南口



A3エスカレーター(上り)

B3エスカレーター(下り)

議案第 30 号

三鷹市立第五中学校給水管改修Ⅱ期工事及び南校舎トイレ改修工
事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市立第五中学校給水管改修Ⅱ期工事及び南校舎トイレ改修工
事請負契約の締結について

三鷹市立第五中学校給水管改修Ⅱ期工事及び南校舎トイレ改修工事の施行に関し、
次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

三鷹市立第五中学校給水管改修Ⅱ期工事及び南校舎トイレ改修工事

2 契約の方法

制限付一般競争入札による契約

3 契約の金額

2億1,560万円

4 契約の相手方

東京都三鷹市牟礼一丁目5番15号

桂・三友建設共同企業体

代表者 桂建設株式会社

代表取締役 定池 伸

構成員 株式会社三友建設

代表取締役 石田 武士

提案理由

三鷹市立第五中学校給水管改修Ⅱ期工事及び南校舎トイレ改修工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

三鷹市立第五中学校給水管改修Ⅱ期工事及び南校舎トイレ改修工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市新川一丁目7番20号

(2) 工事内容

ア 給水管改修工事

(ア) 南校舎の給水器具及び配管の更新

(イ) 校庭散水設備の更新

イ 南校舎のトイレ改修工事

(ア) 便器の洋式化等

(イ) 換気設備及び排水管の更新

(ウ) 天井、壁、床、トイレブース等の改修

(エ) 照明器具のLED化

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和8年1月30日まで

2 案内図、配置図及び平面図

別紙のとおり

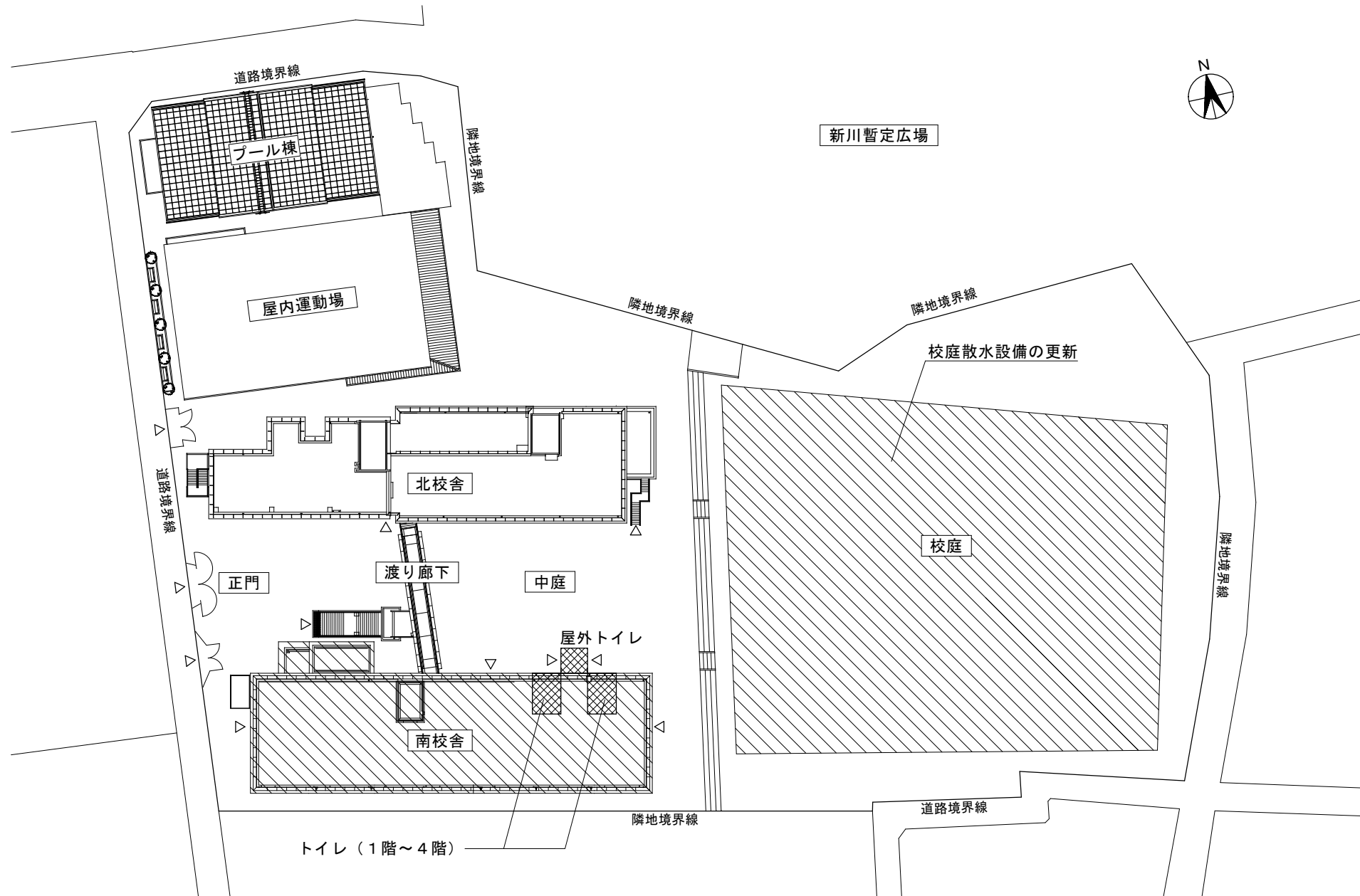
案 内 図

三鷹市立第五中学校給水管改修Ⅱ期工事及び

南校舎トイレ改修工事場所



配置図

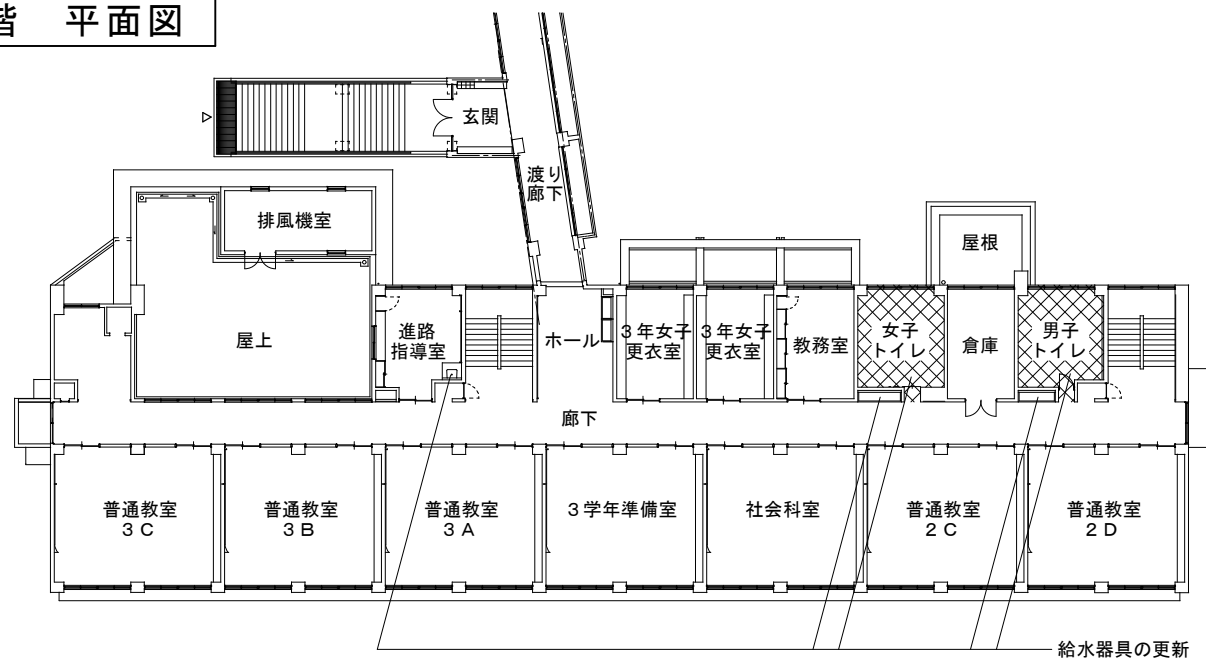


凡例

-  : 給水管改修Ⅱ期工事対象範囲
-  : トイレ改修工事対象範囲

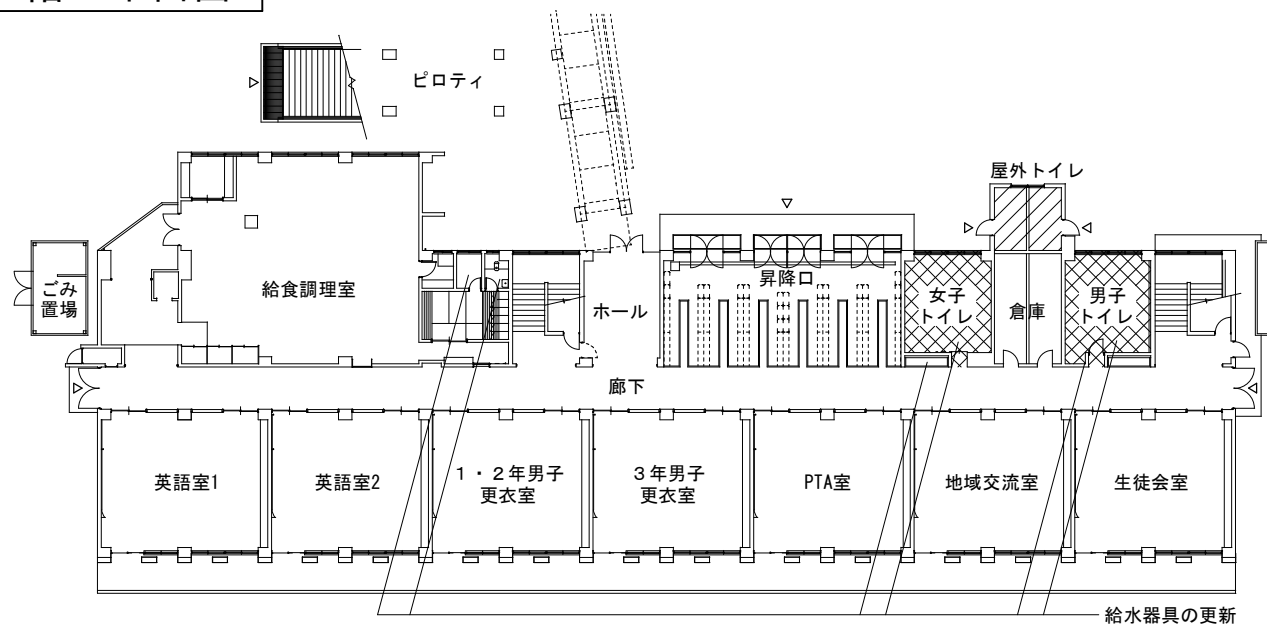
南校舎 2 階 平面図

給水配管の更新



南校舎 1 階 平面図

給水配管の更新



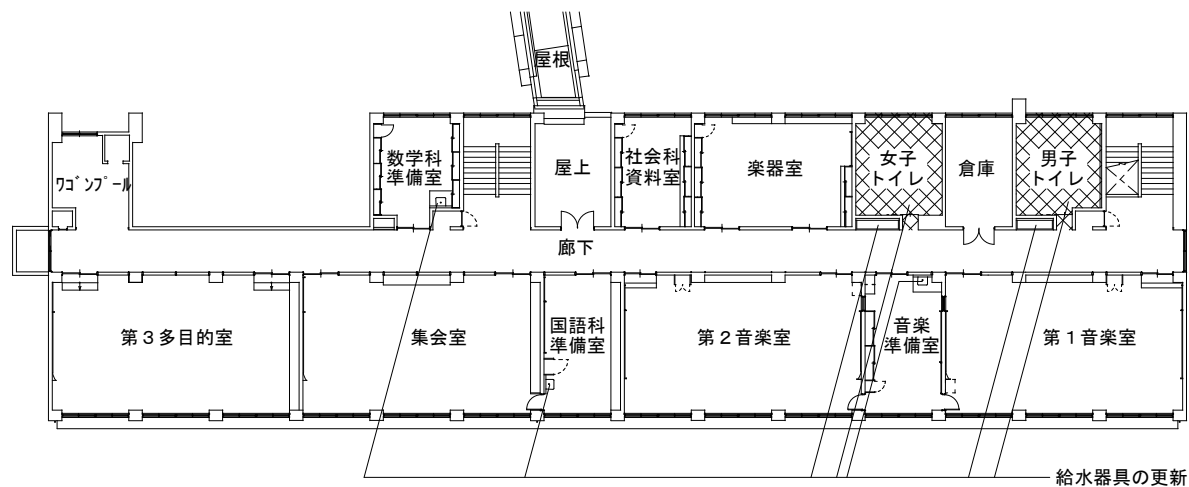
■ 凡例

 : トイレ改修工事範囲（リモデル工事）
 ・便器の洋式化等
 ・トイレブース等の改修

 : トイレ改修工事範囲（全面改修工事）
 ・便器の洋式化等
 ・換気設備及び排水管の更新
 ・天井、壁、床、トイレブース等の改修
 ・照明 LED 化

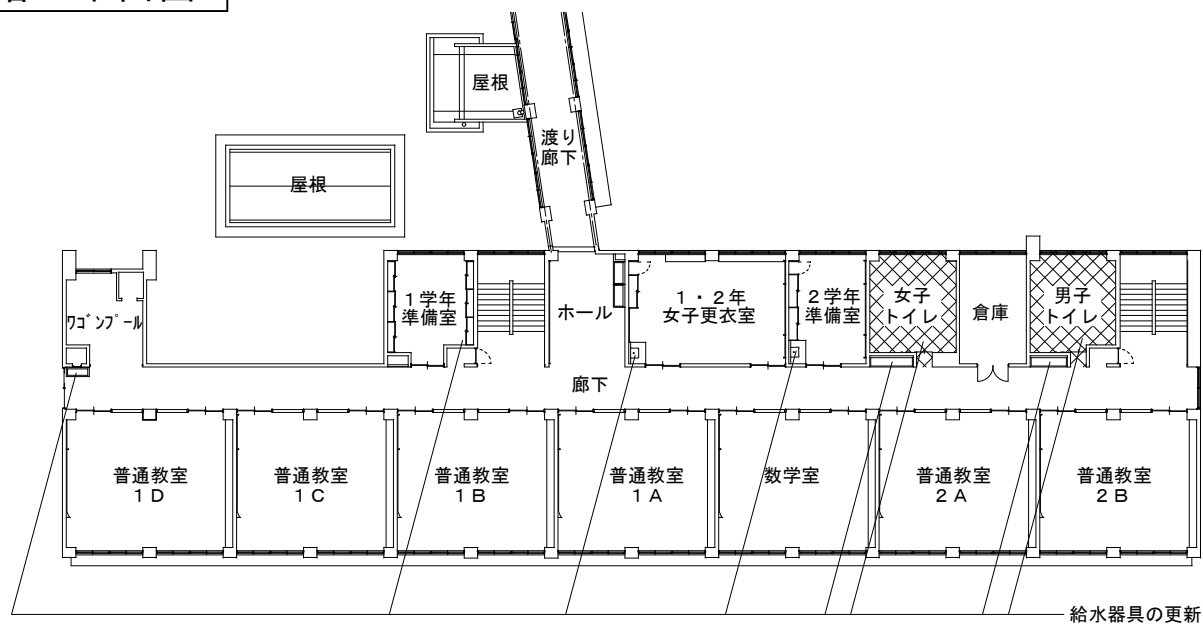
南校舎 4 階 平面図

給水配管の更新



南校舎 3 階 平面図

給水配管の更新



■ 凡例



- ：トイレ改修工事範囲（全面改修工事）
- ・便器の洋式化等
 - ・換気設備及び排水管の更新
 - ・天井、壁、床、トイレブース等の改修
 - ・照明LED化

議案第 31 号

三鷹市立三鷹図書館空調設備等改修工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市立三鷹図書館空調設備等改修工事請負契約の締結について

三鷹市立三鷹図書館空調設備等改修工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

三鷹市立三鷹図書館空調設備等改修工事

2 契約の方法

制限付一般競争入札による契約

3 契約の金額

4億7,520万円

4 契約の相手方

東京都中央区日本橋兜町8番4号

第一セントラル・東京電工建設共同企業体

代表者 第一セントラル設備株式会社 東京支店

東京支店長 池田 紀雄

構成員 東京電工株式会社

代表取締役 山本 浩司

提案理由

三鷹市立三鷹図書館空調設備等改修工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

三鷹市立三鷹図書館空調設備等改修工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市上連雀八丁目3番3号

(2) 工事内容

ア 機械設備工事

(ア) 空調機の改修

(イ) 全熱交換器の改修

(ウ) 空調機械室等の給排気ファンの改修

(エ) 消火栓ポンプ及び消火用補給水槽の更新

イ 電気設備工事

(ア) 電灯分電盤及び動力制御盤の改修

(イ) 照明器具のLED化（一般開架図書室等を除く。）

(ウ) 非常放送スピーカーの改修

(エ) 自動火災報知設備の改修

ウ 建築工事

(ア) 展示ホール等の天井の改修

(イ) 屋上の防音壁更新及び防水改修

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和8年6月30日まで

2 案内図、配置図及び平面図

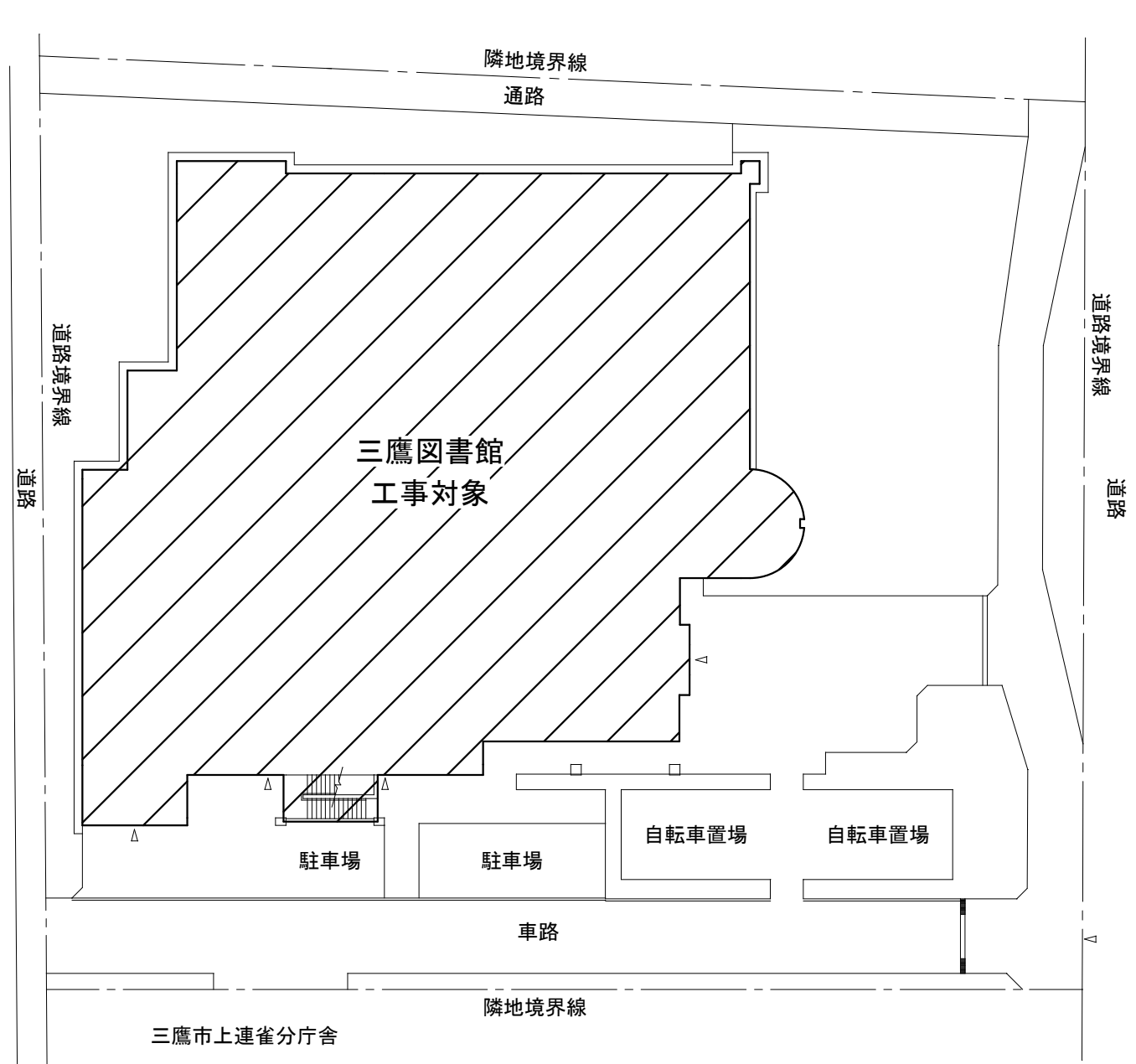
別紙のとおり

案 内 図

三鷹市立三鷹図書館空調設備等改修工事場所



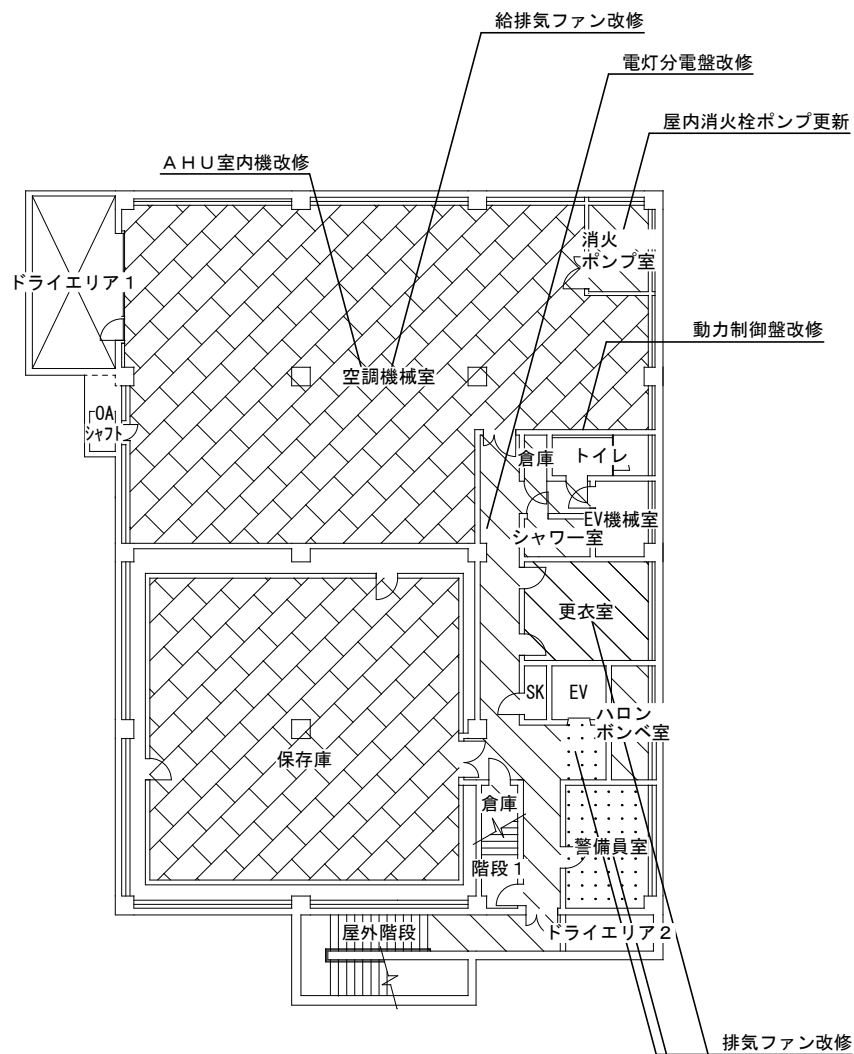
配置図





地下1階 平面図

各室：非常放送スピーカー、自動火災報知設備改修



凡例



空調機改修、照明LED化



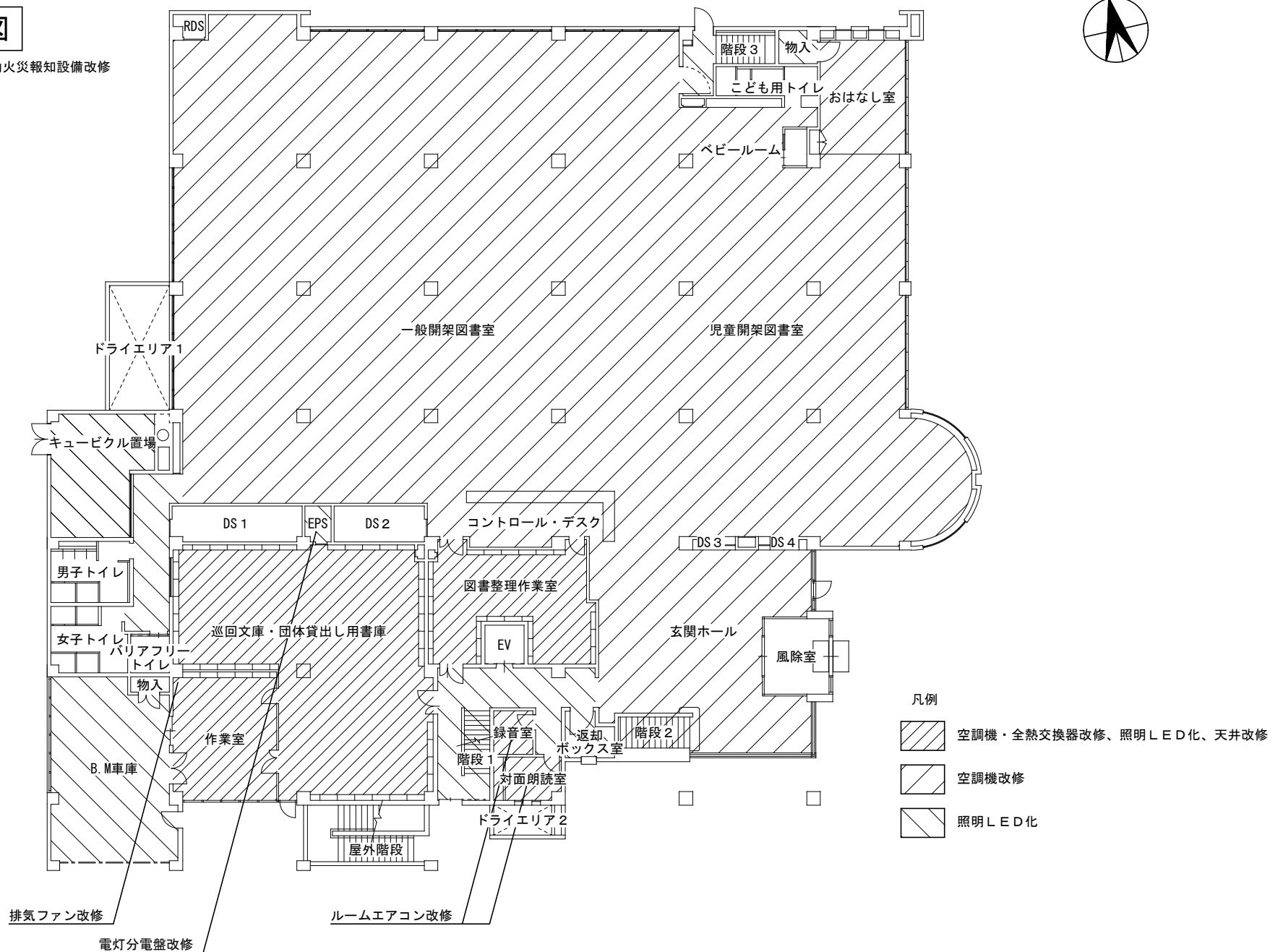
照明LED化



照明LED化、天井改修

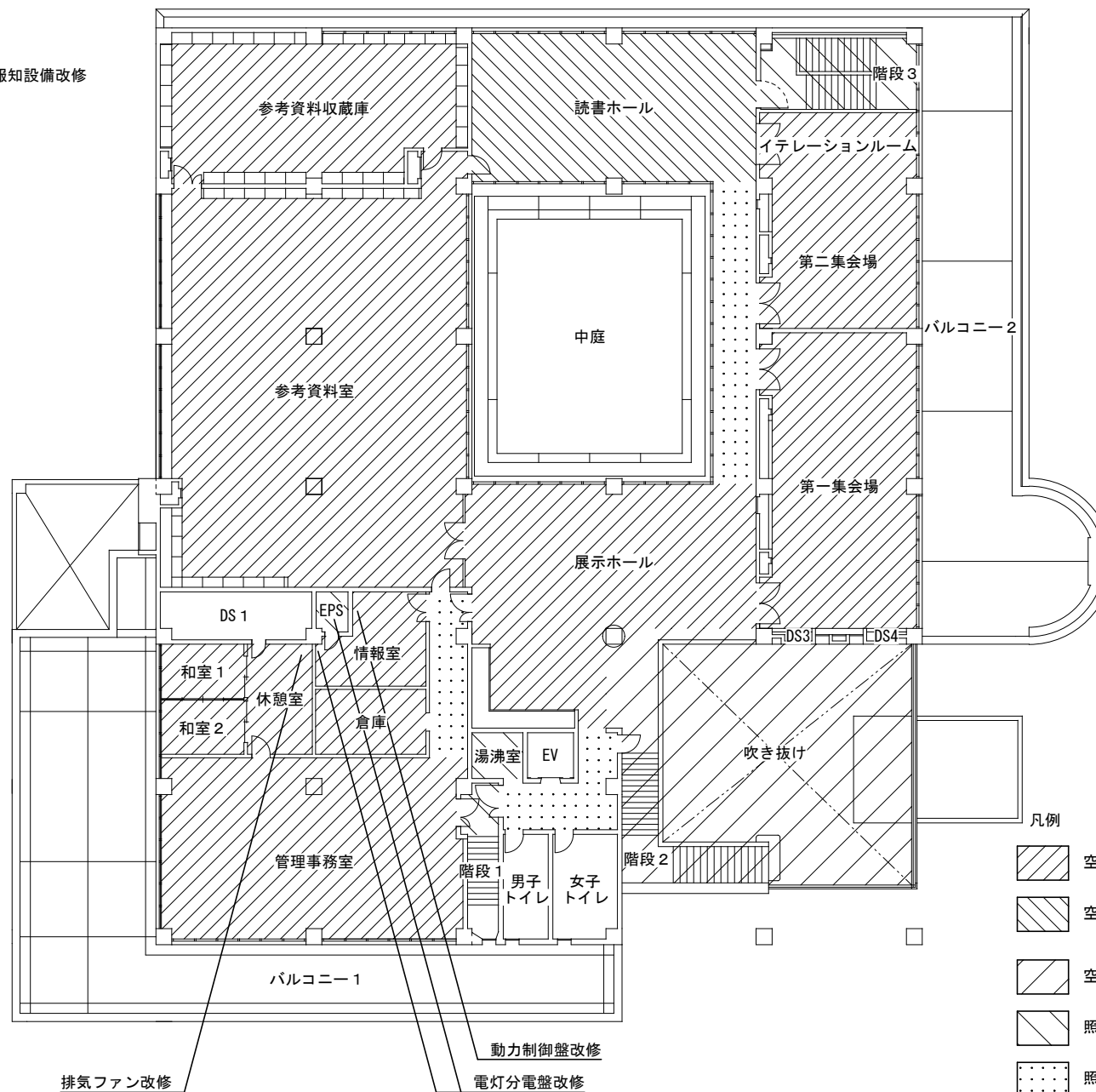
1 階 平 面 図

各室：非常放送スピーカー、自動火災報知設備改修



2 階 平 面 図

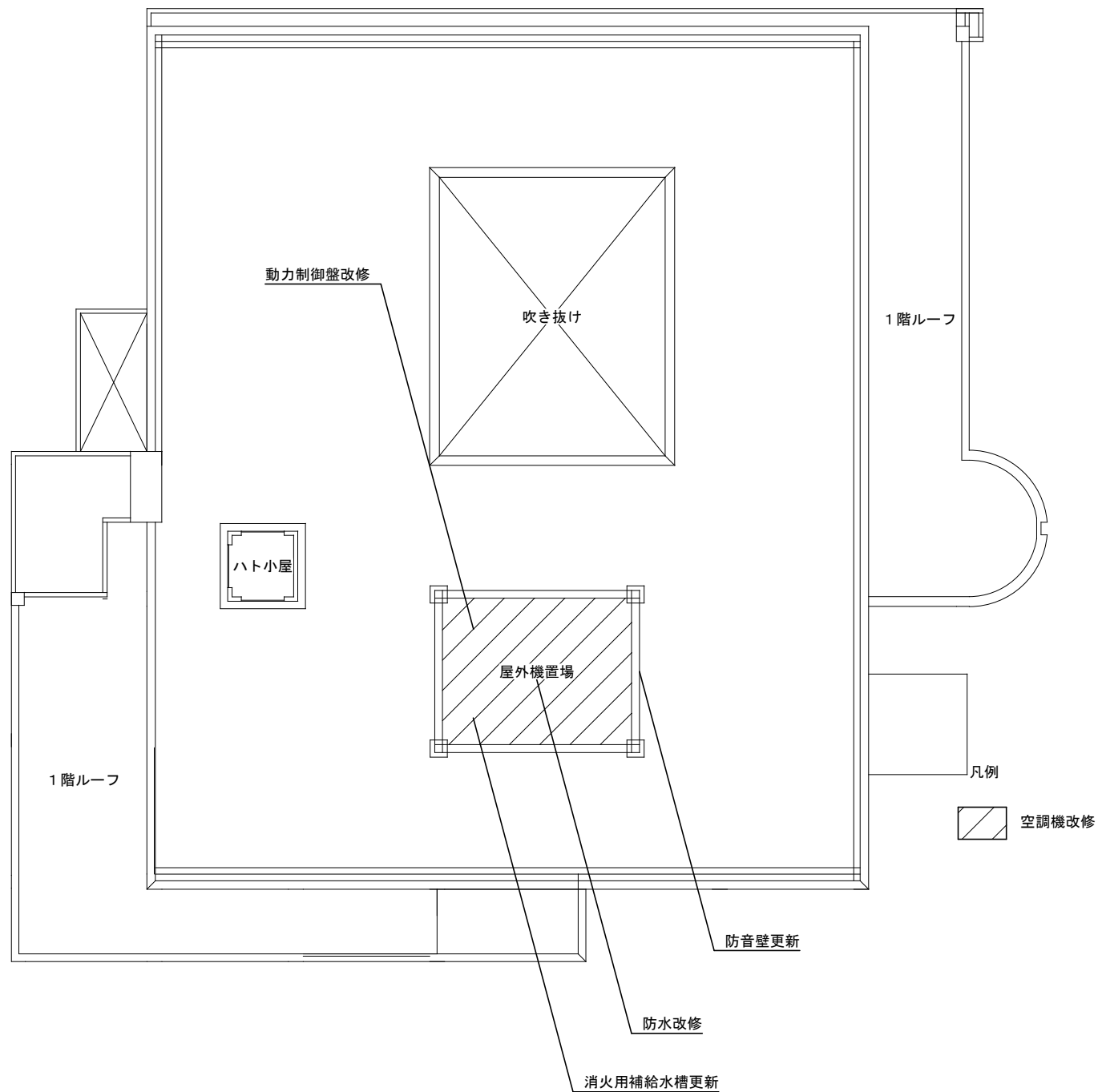
各室：非常放送スピーカー、自動火災報知設備改修



凡例

-  空調機・全熱交換器改修、照明LED化、天井改修
-  空調機・全熱交換器改修、天井改修
-  空調機改修
-  照明LED化
-  照明LED化、天井改修

屋上階 平面図



議案第 32 号

令和 7 年度三鷹市一般会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 5 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝